

自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン（概要版）

平成24年4月
大田区教育委員会

1 ねらい

本ガイドラインは、自然災害（大規模地震、台風）時における大田区立学校の初期対応を区立学校に示すことをねらいとして作成した。

2 本ガイドラインについて

（１）大規模地震発生時と暴風警報発生時における校長判断のためのガイドライン

学校教育法施行規則第六十三条〔非常変災による臨時休業〕には、「非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を教育委員会に報告しなければならない。」とあり、公立中学校においても同様に定められていることから、臨時休業等の実施は校長判断である。校長は、本ガイドラインを踏まえて臨時休業等の判断をする。

（２）学校の立地条件や地域の実態に応じる

大田区には、小学校59校、中学校28校、特別支援学校1校の合計88校の区立学校があり、立地条件や地域の実態は様々である。学校によっては、本ガイドラインに独自の対応や要件を加えた初期対応を考えなくてはならない場合もある。

したがって、各学校は、本ガイドラインを踏まえ、立地条件や地域の実態に応じた危機管理マニュアルを策定する。

3 震度5弱以上の地震が発生した時の初期対応

（１）地震発生時

- 地震が発生した時は、児童・生徒はただちに避難行動（次ページ参照）をとる。校内放送による指示を行うとともに、（物が）「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所で身の安全を確保させる。
- 大田区内での震度5弱以上の地震（以下、「大規模地震」と記述）であることがわかった場合は、以下の（２）以降の対応をとる。

（２）第一次避難（第二次避難）

- 揺れがおさまった後、児童・生徒の点呼とけがの有無の確認を行う。
- 校内で火災が発生した場合や校舎の倒壊の危険があると校長が判断した場合は、児童・生徒の避難路に危険箇所がないかどうか確認しながら避難を実施する。頭を保護しながら、校庭などの安全な場所へ「おさない かけない しゃべらない もどらない」の原則を守り、落下物やガラス、校舎から剥離した壁面等に注意しながら児童・生徒を避難させる。
- 大規模地震が発生後、しばらくは余震が続くことを警戒して行動させる。
- 大田区に津波警報または大津波警報が発令された場合、海や河川に近い学校については、直ちに避難場所を屋上等の高い場所へ変更し、第二次避難を実施する。また、火災や津波、土砂崩れ、堤防決壊による浸水、ガス爆発などで、第一次避難をしている場所が危険になった時も第二次避難を実施する。

(3) 被害状況の把握

- あわてずに被害状況の把握や情報収集に努め、避難場所に児童・生徒を留め置く。
- テレビやラジオ、インターネット等を活用して、電気、ガス、水道等のライフライン、交通機関の状況を確認する。
- 学校や地域の建物や周辺道路を巡視し、被害の有無の確認を行う。
- 防災無線からの情報を聞き取る。

(4) 児童・生徒の留め置き及び引き渡し・方面別の集団下校

【情報収集後、地域に火災や家屋の倒壊などの大きな被害が確認されたり、電気、ガス、水道等のライフラインや道路の寸断等が確認されたりした場合】

- 引き続き学校へ児童・生徒を留め置く。
- 保護者が引き取りにきた場合は、児童・生徒を引き渡す。

【地域に大きな被害やライフライン、道路の寸断等がない場合】

- (小学校) 保護者による引き取り下校を実施する。保護者が引き取りに来るまでは、学校に児童を留め置く。事前に保護者の了解を得ている場合は、中学生による小学生の弟や妹の引き取りも可能とする。
- (中学校) 方面別の集団下校を実施する。自宅が損壊している場合など、自宅での安全が確保されない生徒は学校に戻させる。ただし、事前の保護者からの申し出により、引き取りを希望する場合は、その生徒を学校に留め置くこととする。
- 授業日の午前中に大規模地震が発生した場合であっても、給食室に被害がなく、食材があり、ガスや電気の遮断がなく、給食調理員がいれば、給食を提供した後、保護者による引き取り下校(小学校)、方面別の集団下校(中学校)を実施することを原則とする。

※ 震度4以下の地震であっても、被災状況に応じて、児童・生徒の学校への留め置き及び保護者への引き渡しを行うことや、中学校においては方面別集団下校を実施することがある。

4 暴風警報・特別警報対応

(1) 臨時休校

- 午前6時に大田区へ暴風警報又は特別警報が発令されている場合は部活動の朝練習などに参加しないで自宅に待機し、午前7時に大田区へ暴風警報又は特別警報が発令されている場合は臨時休校とする。

(2) 学校留め置き

- 下校時に大田区へ暴風警報又は特別警報が発令されている場合、児童・生徒を学校に留め置く。
- 暴風警報又は特別警報が解除されるまでは児童・生徒を学校に留め置き、解除後に方面別の集団下校を実施する。なお、小学校については、午後6時以降に暴風警報又は特別警報が解除された場合、保護者による引き取り下校を実施する。

※ ただし、台風等による自然災害の状況に応じて、(1)(2)以外の対応が必要な場合は、教育委員会事務局より別途指示する。

平成25年11月20日改訂

平成26年10月27日追記